

岩手県地域医療再生計画(案)の概要 (医療提供体制の再建と災害時医療提供体制の強化)

現状

【本県医療の特色】

○県立病院

・20病院・5地域診療センターで構成する全国に類のない病院網
(病床数5,578床は全国最多)
・地域において基幹的な医療機能を担う

○岩手医科大学

・県内で唯一の医育機関
・周産期医療、高度救命救急医療の本県医療ネットワークの中核
・各地域の医療機関を人材面で支援

【本県地域医療の課題】

○医師不足

・本県医師数は、全国と比較し低い水準にあり、地域偏在や診療科偏在が深刻化

○周産期医療

・産科医師数の減少に伴い、分娩取扱医療機関が減少
・低出生体重児の出生割合の増加、全国を上回って推移している周産期死亡率
【取組中】周産期医療情報ネットワークの充実

○救急医療

・広大な県土の全域において迅速な対応が求められる救命救急機能
・機能の拡充が難しい高度救命救急センター
【取組中】ドクターヘリの導入

【東日本大震災の影響】

○地震・津波による医療提供施設の甚大な被害(平成23年12月1日現在)

区分	被災前施設数	全県					被災前施設数	うち沿岸地域				
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計
病院	公的	37	3	1	24	28	10	3			5	8
	民間	57			35	35	9			5	5	
診療所	公的	40	1	1	10	12	15	1	1	3	5	
	民間	714	31	5	94	138	97	29	4	6	49	
歯科診療所	公的	11			3	3	6			1	1	
	民間	602	37	9	90	138	103	37	9	2	59	
計	公的	88	4	2	37	43	31	4	1	9	14	
	民間	1,373	68	14	219	311	209	66	13	8	113	
薬局	公的											
	民間	576	37	5	13	64	100	37	5	9	53	
合計	2,037	109	21	19	269	418	340	107	19	17	180	

【課題】

- ・被災した医療提供施設の迅速な復旧とそれを支える医療従事者の確保、新たなまちづくりと連動した本格的な再建
- ・医療機関における自家発電設備や災害時通信手段の確保等、災害に強い医療提供体制の整備、災害急性期の医療救護・医療提供体制の確保
- ・周産期・小児・救急医療の高度化、効率的な提供と全県的な災害時医療提供体制の強化

- 岩手医科大学附属病院
 - ・総合周産期母子医療センター
 - ・高度救命救急センター

【課題】

- ・重症患者の集中による慢性的な病床不足と医師の負担増
- ・各センターを段階的かつ個別に整備したことにより効率的な設備・人員配置が困難等

- 岩手県立療育センター

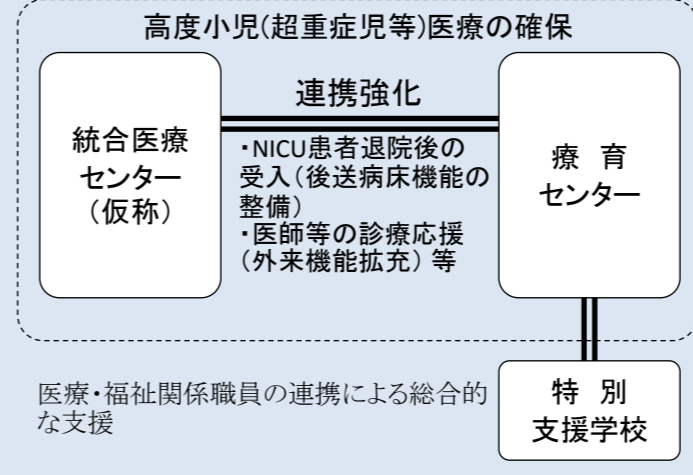
【課題】

- ・超重症児への対応やNICUとの連携、急性憎悪への対応
- ・障がい児の医療ニーズの変化等

実施後

災害時医療提供体制の強化

○本県医療を取り巻く課題の解決を見据えた災害時医療提供体制の強化



- ・周産期・小児・救急医療が一体化した効率的な高度医療拠点の整備による二次・三次医療体制の強化と医師等の負担軽減、魅力的な医師養成環境の形成
- ・災害時における超重症児受け入れ態勢の拡充とこどものこころのケア拠点の整備
- ・支援学校と一体となった本県の中核的な「こども(障がい児)療育支援エリア」の形成

○災害急性期の医療救護体制・医療提供体制の確保

- ・DMAT装備品の充実
- ・県立病院における災害対応機能の強化

○発災後長期に及ぶライフラインの断絶

区分	最大被害状況	復旧状況
停電	約76万戸	5月28日復旧
ガス供給停止	約9.4千戸	4月26日復旧
断水	約18万戸	7月12日復旧
電話不通	約6.6万回線	4月17日復旧

医療提供体制の再建

○被災医療機関等の復旧・復興

- ①仮設診療所等の整備
 - ・内科診療所 19施設
 - ・歯科診療所 14施設
 - ・歯科診療巡回車 16台
- ②被災した医療機関の復旧、移転等整備(復旧)
 - ・病院 35施設
 - ・内科診療所124施設
 - ・歯科診療所126施設
 - ・薬局 55施設
 (移転等整備・早期実施分)
 - 病院 1施設
 - 内科診療所 2施設
 - 歯科診療所 6施設
- ③地域の実情に応じた保健医療施設の整備
 - ・沿岸地域 3施設

○被災した医療設備等の復旧・充実

- ④透析ベッドの確保(人工腎臓装置の整備)
 - ・病院4施設:12台(増設7台 更新5台)
 - ・診療所4施設:51台(増設11台 更新40台)
- ⑤病院における自家発電設備の整備・充実強化
 - ・沿岸地域の病院 19施設

○医療従事者の確保

- ⑥被災地における看護職員、薬剤師の確保の推進
- ⑦一関高等看護学院校舎・寄宿舎の整備
- ⑧医療従事者の仮設宿舎の整備
 - ・3か所(57戸分)

岩手県の三次医療圏における課題を解決する方策

1 被災地における医療提供体制の再建

【課題1】被災医療機関等の復旧・復興

- 被災した医療提供施設の速やかな機能の回復、被災地域における医療提供体制の復旧
- 被災地における新たなまちづくりと連動した医療提供体制の本格的な再建

【目標】

国の医療施設等災害復旧費補助金と地域医療再生臨時特例交付金の活用による被災した医療提供施設の復旧・復興を支援するとともに、県による仮設診療所の整備により被災地における医療提供体制の迅速な復旧を図る。

また、被災地の実情を踏まえた大規模な改修や移転整備等を支援し、被災した医療機関の新たなまちづくりと連動した本格的な再建を図る。

【対策】

- ① 沿岸被災地において、被災した医療提供施設が大規模な施設改修又は移転整備等の本格的な診療を開始するまでの間、仮設診療所等を整備し、被災地における医療提供体制の確保を図る。(7.0億円)
- ② 被災した医療提供施設の本格的な再建までの当面の診療機能の回復を支援し、また、早期に大規模な施設改修又は移転整備等を行う医療提供施設に対する支援を行い、被災地における医療提供体制の確保を図る。(23.8億円)
- ③ 市町村が地域の実情に応じて行う保健医療施設の整備を支援し、地域の医療提供体制の確保を図る。(4.6億円)

【課題2】被災地における透析医療の確保と非常用設備の整備

【目標】

病院等における自家発電施設の整備及び透析医療機関における人工腎臓装置の整備を支援し、沿岸被災地の医療提供体制の復旧・充実を図る。

【対策】

- ① 沿岸被災地の透析患者がかかりつけの医療機関で透析を受けることができるよう、当該地域の病院・診療所に人工腎臓装置及び自家発電装置を整備する。(1.5億円)
- ② 沿岸被災地での災害時における病院機能維持のため、病院における自家発電設備の整備を図る。(3.3億円)

【課題3】被災地における医療従事者の確保

【目標】

医療機関等における従事者確保を支援、施設整備等を実施し、被災地における医療従事者を確保する。

【対策】

- ① 沿岸被災地における看護職員の確保が困難な医療機関等に対し人員確保のための支援を行い、被災地における人的体制の充実を図る。(1.1億円)
- ② 薬学生を対象とした沿岸薬剤師との交流体験や調剤業務を行っていない薬剤師の研修による掘り起し、薬局・薬剤師の役割に係る普及啓発等を行い、沿岸被災地における薬剤師の確保を図る。(0.1億円)
- ③ 被災した県立一関高等看護学院の施設の移転整備、改築を行い、学習環境の充実を図る。(5.2億円)
- ④ 被災により、被災地において医療に従事する職員の住居が不足していることから、応急仮設公舎を整備する。(2.2億円)

2 災害時医療提供体制の強化

【課題4】周産期・小児・救急医療の高度化、効率的な提供と全県的な災害時医療提供体制の強化

- 重症患者の集中による慢性的な病床不足と後送病院の確保、医師への負担の増大等
- 超重症児への対応やNICUとの連携、急性増悪への対応、障がい児の医療ニーズの変化等

【目標】

現状の総合周産期母子医療センターや岩手県高度救命救急センター等を一体化した施設(統合医療センター(周産期・小児・高度救命救急)(仮称))として新設し、シームレスな医療環境を整え、高度医療機関に従事する医師の効率的配置による患者受入体制の確保を目指す。

また、大学病院との連携を強化した県立療育センターの整備を図り、災害時におけるNICUからの後送や超重症児の受け入れ拡大、広域的な支援拠点としての体制を強化する。

【対策】

- ① 岩手医科大学附属病院の移転整備に対応し、同附属病院が担う総合周産期母子医療センター・高度救命救急センターの機能拡充と効率的な診療体制の構築を図るため、現行の施設設備及び要員配置を見直し、関係診療科の緊密な連携によってハイリスク妊娠や母体の救急疾患、胎児治療、新生児・小児の重症疾患、高度救命救急等に包括的に対応する「統合医療センター(仮称)」を整備する。(40.0億円)
- ② 高度小児医療提供体制の構築及び新たな医療・福祉・教育の連携体制の構築による「いわてこども(障がい児)療育支援エリア」の形成を図るため、大学病院機能との連携を強化し、特別支援学校と一体となった整備を図る。(30.0億円)

【課題5】災害急性期の医療救護・医療提供体制の確保

- 円滑なDMAT活動の確保と県立病院における災害対応機能の強化

【目標】

DMATの装備品を充実するとともに、県民への医療提供の拠点となる県立病院に衛星携帯電話を整備し、災害急性期の医療救護体制・医療提供体制を確保する。

【対策】

- ① 県内のDMAT20チームに携帯用医療資器材やユニフォーム等を整備するとともに、災害拠点病院11施設にDMATが現場活動で使用するデータ通信対応衛星携帯電話やDMAT移動車両を整備する。(1.0億円)
- ② 災害時に迅速で確実な情報を把握するため、災害時の通信手段として、県立病院に衛星携帯電話を整備し、院内電話とも連携が可能な環境を整備する。(0.2億円)

3 地域医療再生計画終了後の姿

- 本県医療をめぐるのは、大きく「医師の充足」「周産期医療の確保」「救命救急の確保」の3つが喫緊の取組課題となっている中、今般の震災は沿岸部を中心として本県医療提供体制に甚大な被害をもたらした。
- 本計画においては、被災地の迅速な診療機能の回復と医療提供体制の復旧を着実に進め、新しいまちづくりと連動した本格的な地域医療の再建につないでいく。
- また、周産期、小児、救急医療の高度化、効率的な提供と重度心身障がい児の療育支援、全県的な災害時医療提供体制の強化等を図るため、中核となる拠点施設の整備を推進する。